

事務所通信

消費税インボイス制度【免税事業者用】臨時号

<駐車場経営をされている方・フリーランスの方などへ>

経営への
影響は?

消費税

—令和5年10月1日導入—

インボイス制度への
対応を検討しましょう!



個人で営業しており消費税は納めていない免税事業者
(4頁参照)ですが、影響はありますか?

免税事業者は「インボイス等」*を発行できないので、
(課税事業者の)取引先から価格改定や「適格請求書発行事業者」への登録の要請、取引自体の見直しなどが
検討される可能性があります。



巡回監査士

*インボイス等(適格請求書等):登録番号等一定の事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等のこと。

その理由は

- ①買手側(仕入側)は、売手側が発行した「インボイス等」を保存しなければ、原則、仕入税額控除ができない(4頁「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」参照)。
- ②「インボイス等」を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に登録した課税事業者に限られ、免税事業者は「インボイス等」を発行できない。
- ③買手側は、免税事業者から仕入れた場合、原則、仕入税額控除ができないので、今までどおりの取引が難しくなる。

⇒次ページの事例をご覧ください。

こんなケースでは、検討が必要です。

【ヨガのインストラクターをしている甲さんのケース】



私(甲)は、ヨガのインストラクターとして個人で営業している免税事業者です。具体的に何を検討すればよいのですか?



事業の実態等を踏まえ、次のような場合を想定して「適格請求書発行事業者」の登録申請をするかどうか検討しましょう。

巡回監査士

- ① いわゆる個人顧客に対しては、必ずしもインボイス等を発行する必要はありません。
- ② 例えば、課税事業者である法人と専属契約している場合、インボイス等の発行を求められる可能性があります。
- ③ このような場合にインボイス等を発行しないと、価格改定や取引の見直しが検討される可能性があります。
- ④ インボイス等を発行するために「適格請求書発行事業者」の登録をすると消費税の申告・納付が必要になります。

* 免税事業者・取引先ごとに事情が異なるため、当事務所にご相談ください。

【駐車場経営をしている乙さんのケース】

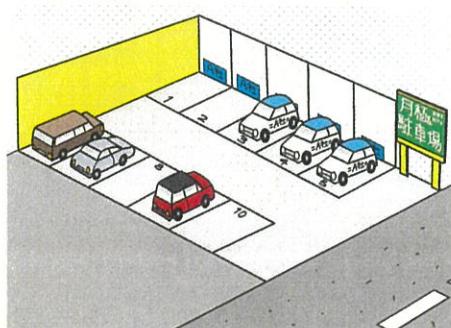


私(乙)は、月極駐車場(10台駐車可)を経営しています。うち、5台は近所の個人へ、5台はA社(法人)に貸しています。1台3万円(月額)の利用料で年間360万円の収入で、消費税の課税売上高1,000万円以下のため免税事業者です。どうすればよいでしょうか?



今後、駐車場代の改定やインボイスの発行等について検討する必要があります。

ここは、借り手であるA社の立場を想像してみましょう。これまでA社は、年間の駐車場代180万円の消費税分約16万円($180\text{万円} \times 110\text{分の}10$)を、消費税を納税する際に控除して納税しています。ところが、令和5年10月1日からは免税事業者である乙さんからの仕入れについては経過措置の期間中一定割合の仕入税額控除ができる(4頁参照)とされていますが、A社は従来より多く税金を納めなければならなくなります。



→乙さんは、顧問税理士と相談し、次のような対応を検討はじめました。

対応① : 「適格請求書発行事業者」に登録し、インボイスを発行する。簡易課税制度(4頁参照)を選択すれば不動産業のみなし仕入率(40%)が適用できる(選択届出が必要)。

対応② : A社から依頼があった場合に備え、価格改定に応じることも視野に入れておく。

* 免税事業者・取引先ごとに事情が異なるため、当事務所にご相談ください。

【自分が経営する会社に店舗・事務所を貸している丙さんのケース】



私(丙)は、4階建ての自宅の1・2階部分を、自分が経営するB社へ事業用に貸しており、月額60万円で年間720万円の収入があります。私は免税事業者なので、インボイス制度導入後、原則課税で消費税申告を行うB社は、従来仕入税額控除していた約65万円($720\text{万円} \times 110\text{分の}10$)を控除できなくなるのでしょうか?



丙さんが免税事業者のままであれば、B社は約65万円を控除することができなくなります。B社は経過措置(4頁参照)の活用を検討しましょう。

→丙さんは、顧問税理士と相談し、次のような対応を検討しはじめました。

対応③：対応①(2頁)と同様にインボイスの発行を選択し、簡易課税制度(4頁参照)の選択により、納税事務負担の軽減を図る。

対応④：丙さんは適格請求書発行事業者にならず、B社は、6年間は経過措置を適用する。経過措置終了後は、再度検討する。

* 免税事業者・取引先ごとに事情が異なるため、当事務所にご相談ください。

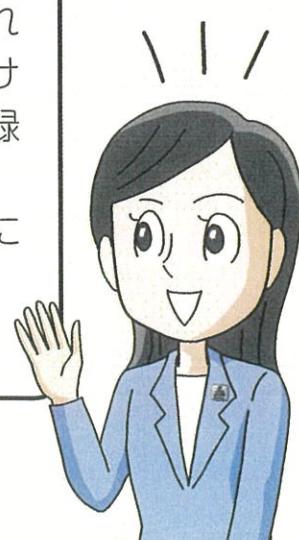


まずは、取引先の状況や意向を確認することが大切です。その上で、適格請求書発行事業者になった場合は、消費税の申告・納付などの負担が生じますので、慎重に判断する必要があります。

免税事業者は、原則、令和5年3月31日までに登録申請をすれば、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けることができるるので、あわてて適格請求書発行事業者の登録申請をする必要はありません。

令和4年中は、その影響を検証する時間にあても十分に間に合います。

まずは、当事務所にご相談ください。



■課税事業者と免税事業者

○**課税事業者**：その課税期間の基準期間^{※1)}の課税売上高が1,000万円超の事業者又は特定期間^{※2)}の課税売上高等が1,000万円超の事業者は課税事業者になり、消費税の申告・納付が必要です。

○**免税事業者**：基準期間^{※1)}の課税売上高及び特定期間^{※2)}の課税売上高等が1,000万円以下の事業者は免税事業者になり、原則として消費税の申告・納付が免除されています。

※1) 基準期間：個人事業者ではその年の前々年、法人では原則その事業年度の前々事業年度。

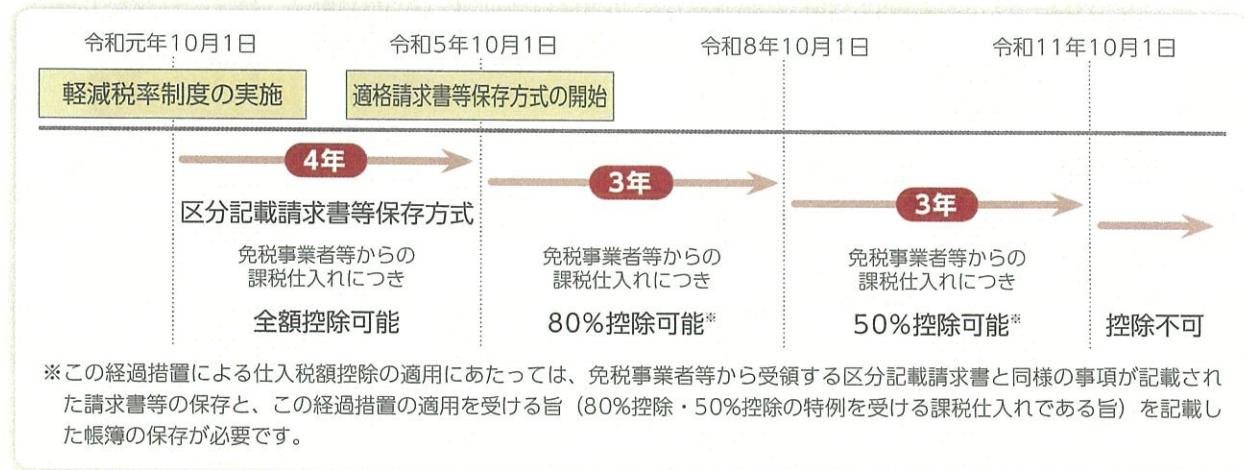
※2) 特定期間：個人事業者ではその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人では原則その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間。

■仕入税額控除

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課されます。例えば、小売業者は商品を消費者に販売した代金を消費税を含めて受け取り、卸売業者等から仕入れ及び経費を支払った際に消費税を含めて代金を支払います。この販売時に「受け取った消費税（課税売上げに対する消費税）」から仕入れ・経費支払い時に「支払った消費税（課税仕入れに対する消費税）」を差し引いて消費税を納めるしくみを、「仕入税額控除」といいます。

■免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

課税事業者は、インボイス制度開始から6年間は、免税事業者等との取引であっても、仕入税額相当額の一定割合（当初3年は80%、後の3年は50%）の仕入税額控除が認められる経過措置があります。



参考資料：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」（国税庁）

■簡易課税制度

簡易課税制度とは、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の場合、事業者が事前に届出書を提出することで、本則課税に代えて簡易課税により消費税の申告計算ができるという制度です。簡易課税は、「課税売上げに対する消費税額」に「みなし仕入率^{※3)}」を掛けて計算した金額を、「課税仕入れに対する消費税額」とみなして計算します。なお、簡易課税を選択した場合、2年間続ける必要があります。

※3) みなし仕入率：みなし仕入率は事業ごとに決まっており、次の6種類（「事業区分」という）に区分されています。

| 事業の種類 | 具体例 | みなし仕入率 |
|-------|--------------------------------|--------|
| 第1種事業 | 卸売業 | 90% |
| 第2種事業 | 小売業、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業） | 80% |
| 第3種事業 | 製造業等、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く） | 70% |
| 第4種事業 | その他の事業 | 60% |
| 第5種事業 | サービス業等、金融・保険業等 | 50% |
| 第6種事業 | 不動産業 | 40% |

参考資料：「消費税課税区分基準書【第17版】」（TKC）

*本誌の内容は、令和4年1月1日現在の法令等を基に作成しています。変更されることもありますので、実務にあたっては国税庁等の最新情報をご確認ください。